

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	ウエノ港整備計画のための贈与に関する日本国政府とミクロネシア連邦政府との間の交換公文	ウエノ港整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の 1. 港湾施設の建設及び改修に必要な生産物及び役務の 供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	725,000 千円 H19.3.31まで	H18.8.9 パリキールで (同日)	日本側 滑川雅士在ミクロネシア大使 ミクロネシア側 ローリントン・S・ロバート外務大臣代理	H18.8.28 509号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。